

日本海ひすいライン等利用促進協議会

令和7年度 総会

資 料

① 日本海ひすいライン等利用促進協議会 構成員名簿 . . .	1
② 令和6年度 実施事業 <写真等>	2
③ 令和6年度 要望書写し	4
④ 規約	7

日本海ひすいライン等利用促進協議会 構成員名簿

(20 団体 令和 7 年 6 月 1 日現在)

役職	団体・企業名及び職名	氏 名
参 与	新潟県議会議員	中村 康司
会 長	糸魚川市 市長	久保田 郁夫
会 員	白馬村 村長	丸山 俊郎
会 員	小谷村 村長	中村 義明
会 員	糸魚川市議会 議長	古畑 浩一
会 員	白馬村議会 議長	太田 伸子
会 員	小谷村議会 議長	宮澤 正廣
会 員	糸魚川市議会建設産業常任委員会 委員長	宮島 宏
会 員	糸魚川商工会議所 会頭	高瀬 吉洋
監 事	能生商工会 会長	大貫 慶一
会 員	青海町商工会 会長	尾崎 毅
会 員	白馬商工会 会長	松本 平司
会 員	小谷村商工会 会長	今井 頌治
副会長	一般社団法人糸魚川市観光協会 代表理事	龍見 和弦
会 員	一般社団法人白馬村観光局 代表理事	伊藤 英喜
会 員	一般社団法人小谷村観光連盟 代表理事	中村 義明
会 員	デンカ株式会社 執行役員青海工場長	萩原 丈士
会 員	明星セメント株式会社 糸魚川工場長	伊関 一男
会 員	糸魚川地域連合区長会 会長	田原 克朗
監 事	一般社団法人糸魚川青年会議所 理事長	永江 宏徳

【協賛団体：大糸線利用促進輸送強化期成同盟会・塩の道経済懇談会】

日本海ひすいライン等利用促進協議会 令和6年度事業

《R6. 6. 7 令和6年度総会 開催》



《R6. 9. 28 海洋高校出身関取ラッピング車両お披露目》※消耗品等関連経費の支出



糸魚川駅でのセレモニー



能生駅前での歓迎



青海駅前での歓迎

《R6. 12. 8 大系線・ひすいライン連携事業》 ※旅行商品販売に向けたモニターツアー補助



《R7.3.15-16 北陸新幹線系魚川駅・えちごトキめき鉄道開業10周年記念イベント補助》



幼稚園児によるオープニング



物販ブースでのNGT48メンバー



運転体験ゲームを楽しむ子ども



プラレールジオラマ

《R7.3.26 日本海ひすいライン、大系線、北陸新幹線、高速バス ポケット時刻表 作成》

路線	区間	種別	時刻	備考
北陸新幹線	東京 - 金沢	上り	10:00	10:00
		中継	10:15	10:15
		下り	10:30	10:30
		中継	10:45	10:45
		終着	11:00	11:00
	金沢 - 東京	上り	11:15	11:15
		中継	11:30	11:30
		下り	11:45	11:45
		中継	12:00	12:00
		終着	12:15	12:15
大系線	魚川 - 金沢	上り	12:30	12:30
		中継	12:45	12:45
		下り	13:00	13:00
		中継	13:15	13:15
		終着	13:30	13:30
	金沢 - 魚川	上り	13:45	13:45
		中継	14:00	14:00
		下り	14:15	14:15
		中継	14:30	14:30
		終着	14:45	14:45
高速バス	東京 - 金沢	上り	15:00	15:00
		中継	15:15	15:15
		下り	15:30	15:30
		中継	15:45	15:45
		終着	16:00	16:00
	金沢 - 東京	上り	16:15	16:15
		中継	16:30	16:30
		下り	16:45	16:45
		中継	17:00	17:00
		終着	17:15	17:15

西日本旅客鉄道株式会社

執行役員 金沢支社長 石原 利信 様

要 望 書



大系線利用促進輸送強化期成同盟会

会長 大町市長 牛越 徹

日本海ひすいライン等利用促進協議会

会長 糸魚川市長 米田 徹

日頃、大糸線の運行と沿線地域の振興に格別のご尽力を賜り、地域の公共交通機関としての役割を果たされておりますことに深く敬意を表します。

さて、大糸線は、上越・北陸経済圏と長野県中信地域を介して首都圏、中京圏及び関西圏とを結ぶ交通の要であり、地域住民の通勤、通学などの生活路線であると同時に、観光や商工業など地域にとり極めて重要な路線であります。

人口減少等により全国的に公共交通利用者の減少が見られるなか、令和4年に大糸線（南小谷―糸魚川間）を含む線区の収支が公表され、ローカル線の厳しい状況が明らかになりました。

沿線地域としましても、利用者の増加対策が最も重要な課題と認識しており、日常生活での利用はもとより、駅の環境美化活動などによりマイルール意識の高揚を図るほか、ユネスコ世界ジオパークに認定された糸魚川地域のジオサイトや、名峰が連なる北アルプス山麓の数多くの資源を活用し観光誘客に取り組んでおります。

これに加え、昨年3月には、北陸新幹線の金沢―敦賀間が開業し、待望の関西圏に接する敦賀延伸により鉄道輸送を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、本年度は、貴社並びに新潟・長野両県及び沿線市町村が、一体となって関西方面からの観光誘客を図る様々な取組みに着手いたしました。大糸線の利用促進には、新幹線を活かし関西圏や首都圏等からの誘客の拡大が重要であり、えちごトキめき鉄道との連携の下、大糸線利用促進輸送強化期成同盟会及び日本海ひすいライン等利用促進協議会では、今後も沿線が一体となって、地域の鉄道利用の促進に努めてまいります。

大糸線が地域住民の日常生活に欠くことのできない路線として、また日本海と長野県中央部を結ぶ重要な路線として、一層の利用促進と輸送力の強化が図られますよう、下記の事項につきましてご要望申し上げます。

記

1 輸送強化及び利便性の向上について

松本・糸魚川間を結ぶ大糸線は、沿線地域にとり唯一の鉄路であり、南小谷駅での接続の改善・強化は極めて重要な課題であります。糸魚川駅では北陸新幹線やえちごトキめき鉄道に、松本駅では中央線や篠ノ井線に接続する大糸線を、一体の路線としてご考慮いただき、貴社による白馬駅までの乗り入れ運行の検討や、特急あずきの南小谷駅までの運行復活等を含め、今後も東日本旅客鉄道株式会社とともに、より円滑な接続の実現に向けてご協議、ご検討をいただきますようお願いいたします。

2 輸送の安全性及び安定運行の確保について

近年は異常気象の影響などにより集中豪雨や台風災害が多発するなど、想定外の自然災害が増加しており、運行への影響も大きく懸念されます。

県、市町村におきましても大系線沿線の災害に備えた環境整備に努めてまいりますので、路線の継続的な安全性向上対策に努めていただきますようお願いいたします。

とりわけ今冬におきましては、長期的な寒波の影響から大雪や除雪による度重なる運休が発生しましたが、運休時の代行輸送も含め、列車の安定的な運行の確保にご尽力いただきますようお願いいたします。

3 利用促進対策の連携について

本年度は、北陸新幹線敦賀延伸を契機として、従来の取組みに加え本格的な利用促進を図るため、貴社の多大なご支援とご協力により、大系線特設サイトの開設や大系線を舞台とした謎解きイベント等の開催に加え、新幹線との接続改善を図る利便性向上を目的に増便バスの試行運行を実施しております。これにより、魅力ある列車の旅を通じた大系線の今後の利用促進が一層期待されます。

本年は、新幹線延伸の効果と、大阪・関西万博のインバウンドを含む関西方面からの誘客による大系線での効果を、より一層高めることができますよう、同盟会及び協議会を中心に、沿線自治体や関係機関、団体等の広域連携により、利用促進に取り組むとともに、地域を挙げてのおもてなしによる魅力ある観光地の形成を推進し、大系線の利用促進につながるよう力を尽くしてまいりますので、更なる連携とご支援をお願いいたします。

私どもの大系線が魅力溢れる路線として、将来に受け継がれますよう、積極的なお取組みをいただきますようお願い申し上げます。

令和7年3月17日

大系線利用促進輸送強化期成同盟会

会長 大町市長 牛 越 徹

日本海ひすいライン等利用促進協議会

会長 糸魚川市長 米 田 徹

日本海ひすいライン等利用促進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、日本海ひすいライン等利用促進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、日本海ひすいライン・大糸線等の利用促進等により、糸魚川・北安曇地域の活性化と住民の利便性の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、関係機関への要望、情報収集、連絡調整及び利用促進に関する事業を行う。

(組織)

第4条 本会は、関係市町村、市町村議会、商工会議所、商工会、観光協会、観光連盟及び趣旨に賛同する団体、企業をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。役員は総会において選出する。

会 長 1名

副会長 2名 以内

監 事 2名

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2か年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合、補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(参与)

第7条 本会に、参与若干名を置くことができる。

- 2 参与は、会長が委嘱する。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会とする。

2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(会計)

第9条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、糸魚川市産業部都市政策課に置く。

2 本会の事務を円滑に進めるため幹事若干名を置く。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この規約は、平成8年7月10日から施行する。

2 この規約は、平成10年5月11日に改正し、平成10年4月1日から適用する。

3 この規約は、平成17年7月22日に改正し、平成17年3月19日から適用する。

4 この規約は、平成18年6月5日に改正し、平成18年4月1日から適用する。

5 この規約は、平成22年6月2日に改正し、平成22年4月1日から適用する。

6 この規約は、平成27年2月5日に改正し、平成27年3月14日から適用する。

7 この規約は、平成27年5月18日に改正し、平成27年4月1日から適用する。

8 この規約は、平成28年5月17日に改正し、平成28年4月1日から適用する。

9 この規約は、令和3年5月31日に改正し、令和3年4月1日から適用する。